

## ABS (遺伝資源アクセスと利益配分)

2010年10月11日から29日まで3週間にわたって愛知県名古屋市で開催される「第10回生物多様性条約締約国会議(COP10)」を控え、国連を中心に議定書策定に向けた動きが活発化しています。

そもそも、生物多様性とは、種の多様性、遺伝子の多様性、生態系の多様性という3つの多様性を持ち、それらが複雑なバランスでつながり合い支えあっている生物間相互作用を保持している状態のことを指します。したがって、1つの種の絶滅が生態系全体に影響を及ぼす可能性があり、現在、生物多様性に関しては、人間の開発・乱獲による危機など4つの危機(注1)が挙げられています。

生物多様性条約は、このような危機を克服するために、1992年、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロでの「地球サミット」において、気候変動枠組条約とともに採択されました(注2)。生物多様性条約の目的は、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素(生物資源)の持続的な利用、③遺伝資源の利用から生じる利益の公平かつ衡平な配分(ABS:Access and Benefit-Sharing)、の3点があり、今回のCOP10では、とりわけ③のABSの国際的枠組みの策定が重要な焦点となっています。

ABSとは、途上国などが保有する森林中の植物や土中の微生物等の遺伝資源を利用して活動を行った場合には、その利益(情報や特許等の便益を含む)の一部を、遺伝資源を提供した側に配分することを定めたものです。このような内容が条約に盛り込まれた背景には、北半球の先進国企業が、生物多様性が豊かな南半球の途上国で、先住民が伝統的に使用していた遺伝資源を採取して自国に持ち帰り、研究・開発を通じて利益を独占する状況が問題化したことが挙げられます。とりわけ、近年、バイオテクノロジーの発展に伴い、植物や微生物などに含まれる物質が医薬品や化粧品の開発に欠かせないものとして急速にその経済的価値を高めていることも大きく影響しています。すなわち、ABSの問題は環境問題であると同時に、優れて政治経済問題であると言えます(図表)。

ABSについては、2002年のCOP6でボン・ガイドライン(注3)が採択されましたが、途上国側からは確実な利益配分を求める声もあり、2006年のCOP8では、COP10までにボン・ガイドラインに代わる新たな国際的枠組みの検討作業を完了させることを決議しました。先進国側の主張としては法的拘束力のある枠組みには消極的であると伝えられており、今回のCOP10でABSの問題についてどのような枠組みで合意されるかが注目されます。

先浦 宏紀

(注1) これについては、人間の開発や乱獲による「第1の危機」(日本産のトキの絶滅等)、里地里山などでの人間活動縮小による管理不足が原因となっている「第2の危機」(メダカの減少等)、外来種の移入や化学物質汚染による「第3の危機」(ブラックバスの影響等)に加え、地球温暖化による生態系変化などの危機(動植物の生息地の移動)、の4点が指摘されている。

(注2) 2009年12月末現在で、193の国と地域が条約を締結。なお、遺伝資源利用先進国のアメリカは条約未締結。

(注3) 2001年にドイツ・ボンで検討されたボン・ガイドラインは、ABSの手続きの大枠を定めた自主的指針であり、企業などが遺伝資源を持ち出す場合、先住民や地域社会に事前合意をとることや、公平な利益配分をするための基本的な考え方や奨励手続き規定している。

図表 ABS実施時の先進国と途上国の関係

